

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>教育施設給食課 教育施設担当</p> <p>(1) 教育財産の総括管理に関する こと。</p> <p>(2) 教育施設の維持管理及び整備 に関すること。</p> <p>(3) 学校施設開放に関すること。</p> <p>(4) 課の庶務に関すること。</p> <p><u>学校給食担当</u></p> <p><u>(1) 給食センターの建設に関する こと。</u></p> <p><u>(2) 学校給食の提供に関するこ と。</u></p> <p>(加える)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>教育施設給食課 教育施設担当</p> <p>(1) 教育財産の総括管理に関する こと。</p> <p>(2) 教育施設の維持管理及び整備 に関すること。</p> <p>(3) 学校施設開放に関すること。</p> <p>(4) 課の庶務に関すること。</p> <p><u>学校給食担当</u></p> <p><u>(1) 寒川学校給食センターとの連 絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学校給食の総括に関するこ と。</u></p> <p><u>(3) 学校給食費の管理に関する こと。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年8月1日から施行 する。</u></p>